

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、長野県知事から、長野県職員に関する措置請求に係る長野県監査委員の勧告に基づき講じた措置について、次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成27年10月22日

長野県監査委員 田 口 敏 子
同 上 野 紘 志
同 西 沢 昭 子
同 清 沢 英 男

27森政第245号

平成27年（2015年）9月30日

長野県監査委員 田口 敏子
" 上野 紘志 様
" 西沢 昭子
" 清沢 英男

長野県知事 阿部 守一

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果に伴う勧告に基づき
講じた措置について（通知）

平成27年7月27日付け27監査第34号で勧告のありました「長野県職員に関する措置請求」について、同勧告中、第3の3の(1)のイに関する措置を下記のとおり講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

記

平成27年8月7日に「大北森林組合の補助金不適正受給を踏まえた今後の対応方針」を策定し、再発防止と県民からの信頼回復に向け、以下の取組を実施しました。

(1) 県組織全体のコンプライアンス体制の確立

長野県庁全体として職場風土の徹底的な改善を行うため、9月1日に総務部にコンプライアンス推進室を設置しました。

また、職員の意識改革を促し、風通しの良い職場づくりの推進等のため、コンプライアンス推進参与（仮称）として外部専門家を登用する経費について、9月県議会に予算案を提出しました。

(2) 林務部の体制見直しと職員の意識改革、補助事業の適正化

8月7日に再発防止と林務行政に対する信頼回復を図るため、林務部コンプライアンス推進本部及び外部有識者に

よるコンプライアンス推進・フォローアップ委員会を設置しました。

現在、これらの会議を通じ、地方事務所等の意見を反映しつつ、「林務部コンプライアンス推進行動計画」の策定を進めています。

(3) 森林組合のガバナンス・管理体制の強化促進

長野県森林組合連合会が主体となり既定の「コンプライアンス・マニュアル」の実効性を高めるためのガイドラインを作成します。

県ではそのガイドラインの作成支援を行っています。

監査委員事務局